

受付時間：月～金（午前8時半～午後7時）

適用に関する調査票

記入日 令和 年 月 日

提出者記入欄	事業所 整理記号		事業所 番号	
	事業所 所在地			
	事業所 名称			
	事業主 氏名			
	電話番号			

① 源泉所得 税領収証 書の人員 記入欄	> = <	② 記入日現 在の被保 険者総数	+	③ 記入日現在、 賞金・報酬を支 払っている人の うち、被保険者 となっていない 人数
----------------------------------	-------------	---------------------------	---	---

次の(1)～(3)についてご記入ください。

なお、上記が、「①=②+③」となっている場合は、(1)、(2)の記入は不要ですので、以下(3)のみご記入ください。

(1) ①「源泉所得税領収証書の人員記入欄」の人数が、②+③より多い場合、該当する理由に○をしてください。(①>②+③) こちらも記入してください

源泉所得税支払人員には、含まれていたが、記入日現在は退職している。(人)
厚生年金保険等の資格取得届の手続き中である。(人)
その他 () (人)

(2) ①「源泉所得税領収証書の人員記入欄」の人数が、②+③より少ない場合、該当する理由に○をしてください。(①<②+③) こちらも記入してください

源泉所得税支払人員には、含まれていなかったが、記入日現在、新たに採用した。(人)
厚生年金保険等の資格喪失届の手続き中である。(人)
育児休業等により、被保険者であるが、源泉所得税支払人員となっていない。(人)
その他 () (人)

(3) いずれの組み合わせでも、③に1人以上の人数の記載がある場合は、以下に内訳を必ずご記入ください。

内訳	パート、アルバイト等（週30時間以上勤務）		59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
	パート、アルバイト等（週30時間未満勤務）		59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
	外国人労働者	週30時間以上勤務	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
		週30時間未満勤務	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
	その他 （役員・嘱託等）	役員	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
		専従者（個人事業所）	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
		上記以外	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
請負契約	請負契約をしていて、自社の施設等を利用し業務を行わせている人がいる。				0. いない 1. いる （ 人）			
派遣労働者	派遣業者から派遣されている労働者がいる。				0. いない 1. いる （ 人）			
加入免除者	社会保障協定により加入の免除が認められている人がいる。				0. いない 1. いる （ 人）			
その他	具体的な理由（							

③の人数が1人以上の場合、必ず内訳を以下にご記入ください。

※ この調査票に記入いただき、源泉所得税領収証書の写しとあわせて、提出期限までに郵送又は電子申請により提出してください。

0000000000

適用に関する調査票

記入日 令和 3 年 11 月 10 日

記入例

(①<②+③)の場合

事業所 整理記号	00-ケイト	事業所 番号	000000
事業所 所在地	〒 168 - 8500 東京都杉並区高井戸3-2-1		
事業所 名称	株式会社 健保産業		
事業主 氏名	健保 一郎		
電話番号	03 (2345		

源泉所得税領収証書の俸給・給与等欄の人員をご記入ください。
 納期特例(※)を受けている場合は、1月の平均人員をご記入ください。
 (※) 承認を受け、半年単位で納付している事業所

① 源泉所得 税領収証 書の人員 記入欄	10 人	> = <	② 記入日現 在の被保 険者総数	8 人	+	③ 記入日現在、 賞金・報酬を支 払っている人の うち、被保険者 となっていない 人数	3 人
----------------------------------	------	-------------	---------------------------	-----	---	---	-----

次の(1)～(3)についてご記入ください。

なお、上記が、「①=②+③」となっている場合は、(1)、(2)の記入は不要ですので、以下(3)のみご記入ください。

(1) ①「源泉所得税領収証書の人員記入欄」の人数が、②+③より多い場合、該当する理由に○をしてください。(①>②+③) こちらも記入してください

源泉所得税支払人員には、含まれていたが、記入日現在は退職している。(人)
厚生年金保険等の資格取得届の手続き中である。(人)
その他 () (人)

(2) ①「源泉所得税領収証書の人員記入欄」の人数が、②+③より少ない場合、該当する理由に○をしてください。(①<②+③) こちらも記入してください

○ 源泉所得税支払人員には、含まれていなかったが、記入日現在、新たに採用した。(1 人)
厚生年金保険等の資格喪失届の手続き中である。(人)
育児休業等により、被保険者であるが、源泉所得税支払人員となっていない。(人)
その他 () (人)

(3) いずれの組み合わせでも、③に1人以上の人数の記載がある場合は、以下に内訳を必ずご記入ください。

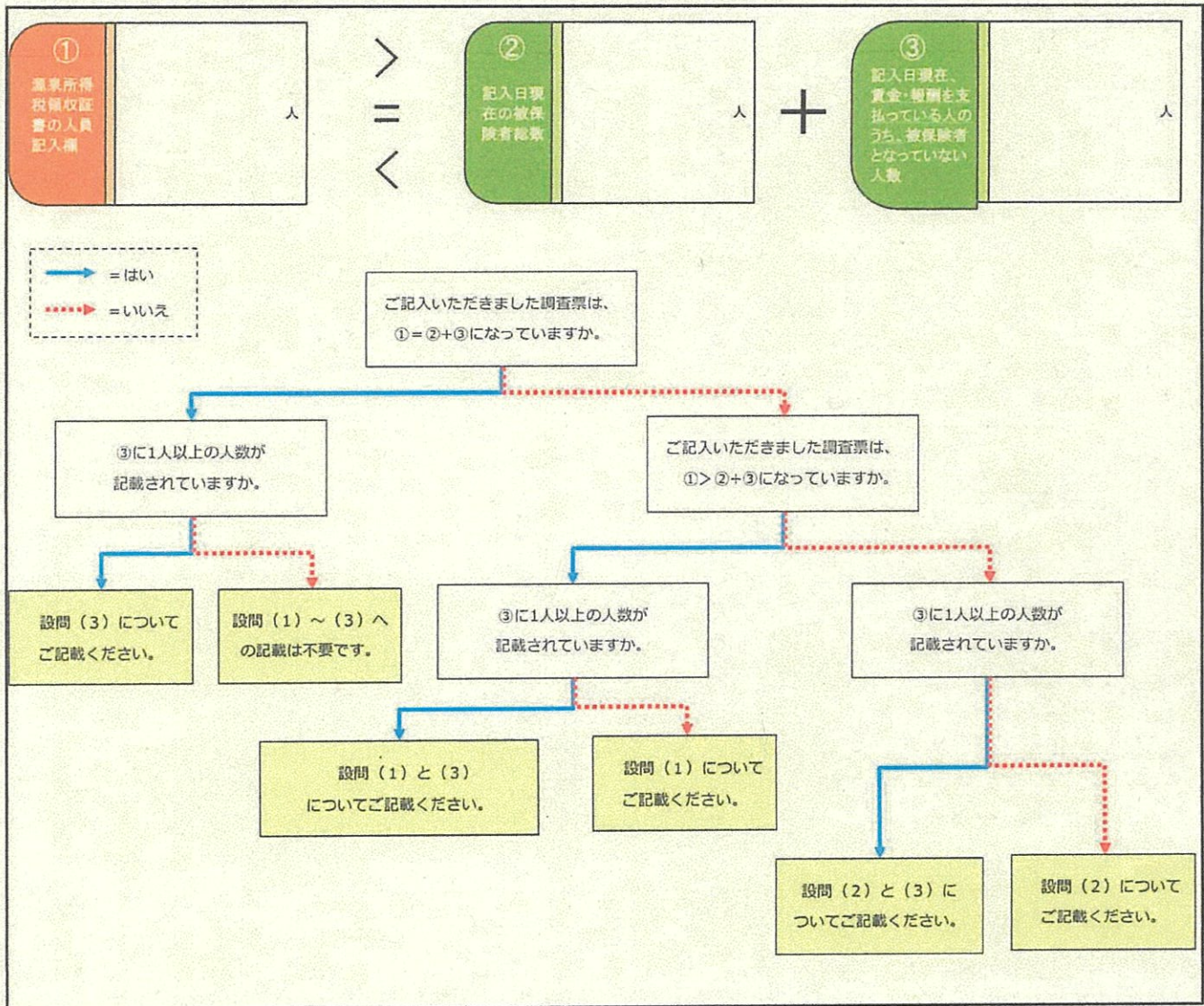
回答にあたっては
裏面の「設問の回
答までの流れ」を
ご参照ください。

内 訳	パート、アルバイト等(週30時間以上勤務)	59歳以下	1 人	60～69歳	人	70歳以上	人	
	パート、アルバイト等(週30時間未満勤務)	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	1 人	
	外国人労働者	週30時間以上勤務	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
		週30時間未満勤務	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
	その他 (役員・嘱託等)	役員	59歳以下	1 人	60～69歳	人	70歳以上	人
		専従者【個人事業所】	59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人
上記以外		59歳以下	人	60～69歳	人	70歳以上	人	
請負契約	請負契約をしていて、自社の施設等を利用し業務を行わせている人がいる。		0. いない	1. いる (人)				
派遣労働者	派遣業者から派遣されている労働者がいる。		0. いない	1. いる (人)				
加入免除者	社会保障協定により加入の免除が認められている人がいる。		0. いない	1. いる (人)				
その他	具体的な理由 ()							

※ この調査票に記入いただき、源泉所得税領収証書の写しとあわせて、提出期限までに郵送又は電子申請により提出してください。

設問の回答までの流れ

このフローチャートにより、記入もれがないか、ご確認ください。



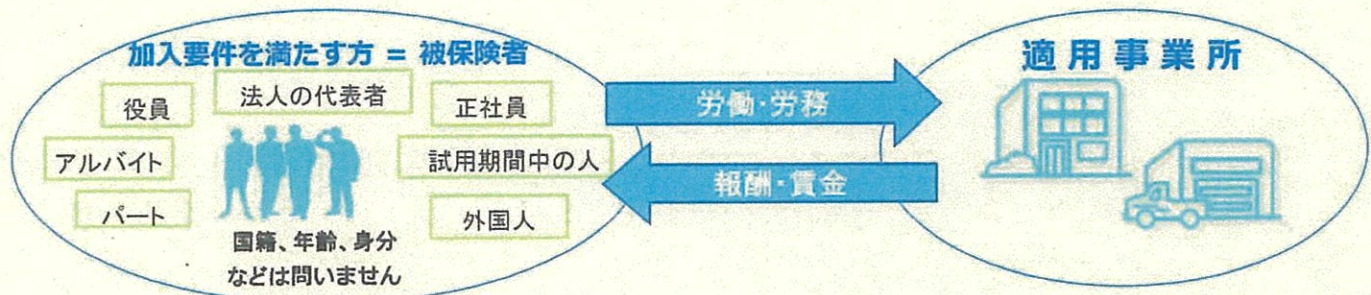
※ご協力いただきありがとうございました。

「適用に関する調査票」の記載にあたり、あらかじめご確認ください

従業員の適用の考え方

厚生年金保険・健康保険は、会社（事業所）単位での適用事業所となり、その事業所に常用的に使用される人は全て被保険者になります。

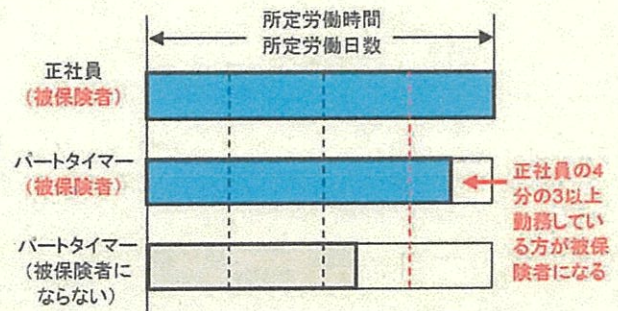
※ 厚生年金保険の被保険者は、原則 70 歳に達するまで加入し、70歳以降は「70歳以上被用者」として適用します。



厚生年金保険・健康保険の加入要件

正社員のほか、勤務日数や勤務時間の少ないパートタイマー・アルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者になります。

※一定規模以上の企業は、4分の3未満であっても短時間労働者として適用されることがあります。



役員の適用の考え方

法人の役員は、勤務日数や勤務時間によらず、業務の実態により適用の有無を判断します。

※ 法人の役員とは・・・会社法等の規定により法人（商業）登記簿謄本の「役員に関する事項」に登録されている役員や組織規程などに規定されている役員のことです。

法人の役員の加入要件・・・以下の①及び②のいずれにも該当する場合は、厚生年金保険等の被保険者であると判断します。

① 役員の業務が、経営参画を内容とする経常的な労務の提供に該当する（経営にかかる決定権や従業員への指揮命令権を有している）

② 役員の報酬が、業務の対価としての経常的な支払に該当する（実費弁償的な支払ではない）

※個別具体的な実態を確認して被保険者資格の有無を判断します。

提出にあたっては「オンラインによる提出」をご活用ください

適用に関する調査票 および 源泉所得税領収証書の写し等（以下「調査資料」という。）は、オンラインでの提出が可能です。オンラインでご提出いただく場合は、e-Gov※の電子申請をご利用ください。

※ e-Govとは、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービス等の提供を行う行政のポータルサイトであり、常時（24時間/365日）利用可能です。

1 利用条件

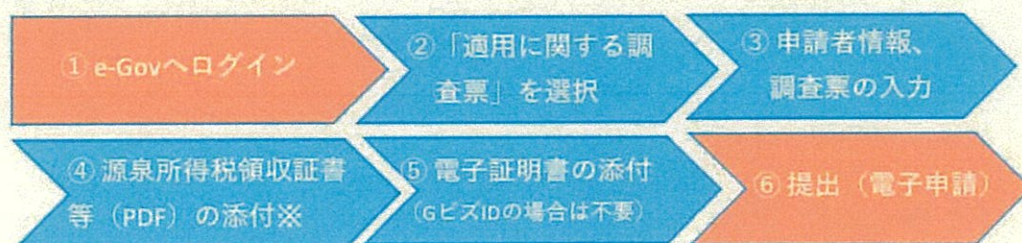
オンライン提出をご利用いただくには、e-Govへログインするアカウント、電子証明書、ブラウザの設定、e-Gov電子申請アプリケーションのインストールが必要です。

利用システム	ログインするアカウント	必要な証明書
e-Gov	e-Govアカウント	電子証明書
	GビズIDアカウント	（不要）
	Microsoftアカウント	電子証明書

e-Gov電子申請ページ（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）の上部にある「利用準備」タブを選択していただくと詳細をご覧ください。

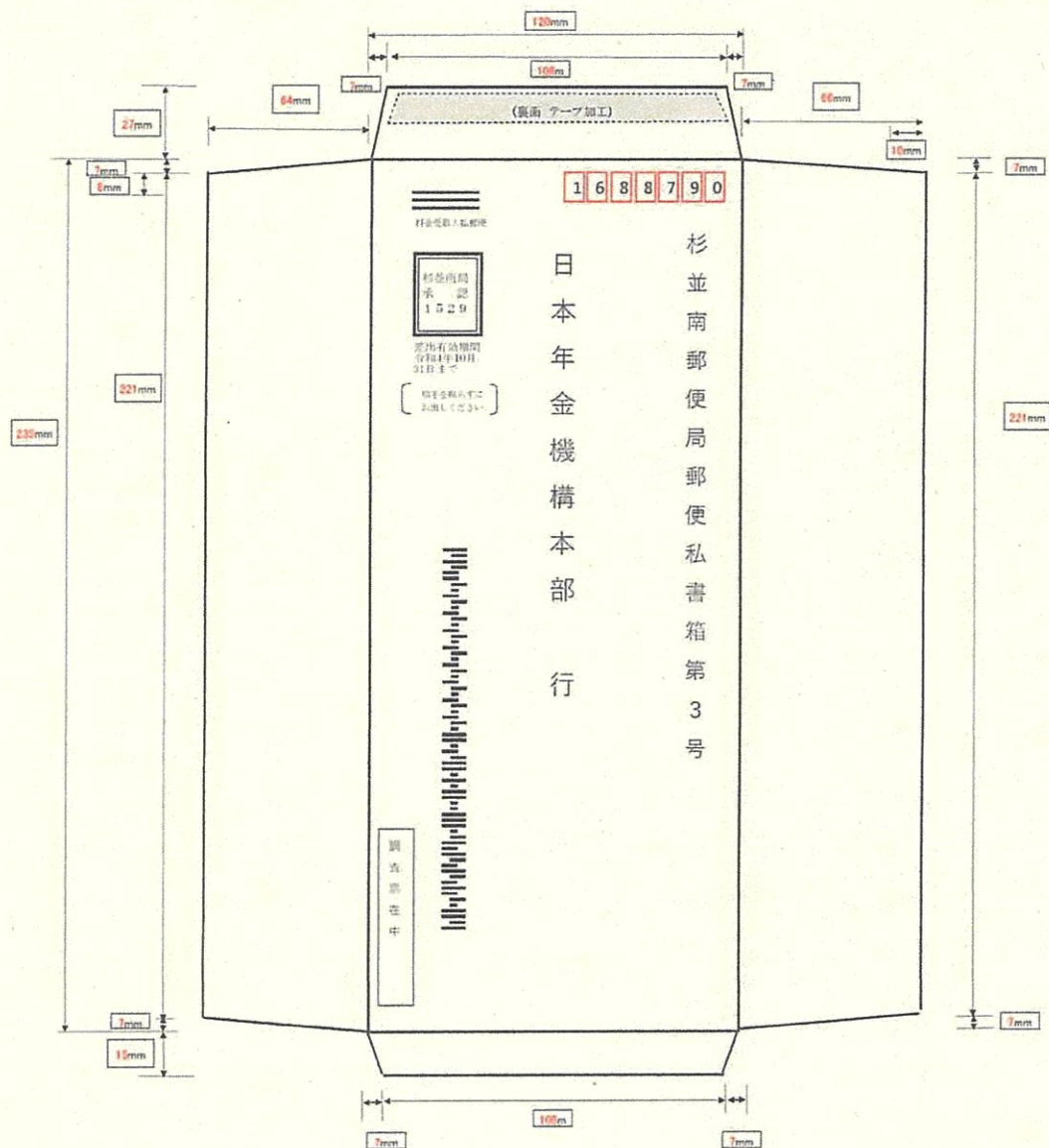
2 作業手順

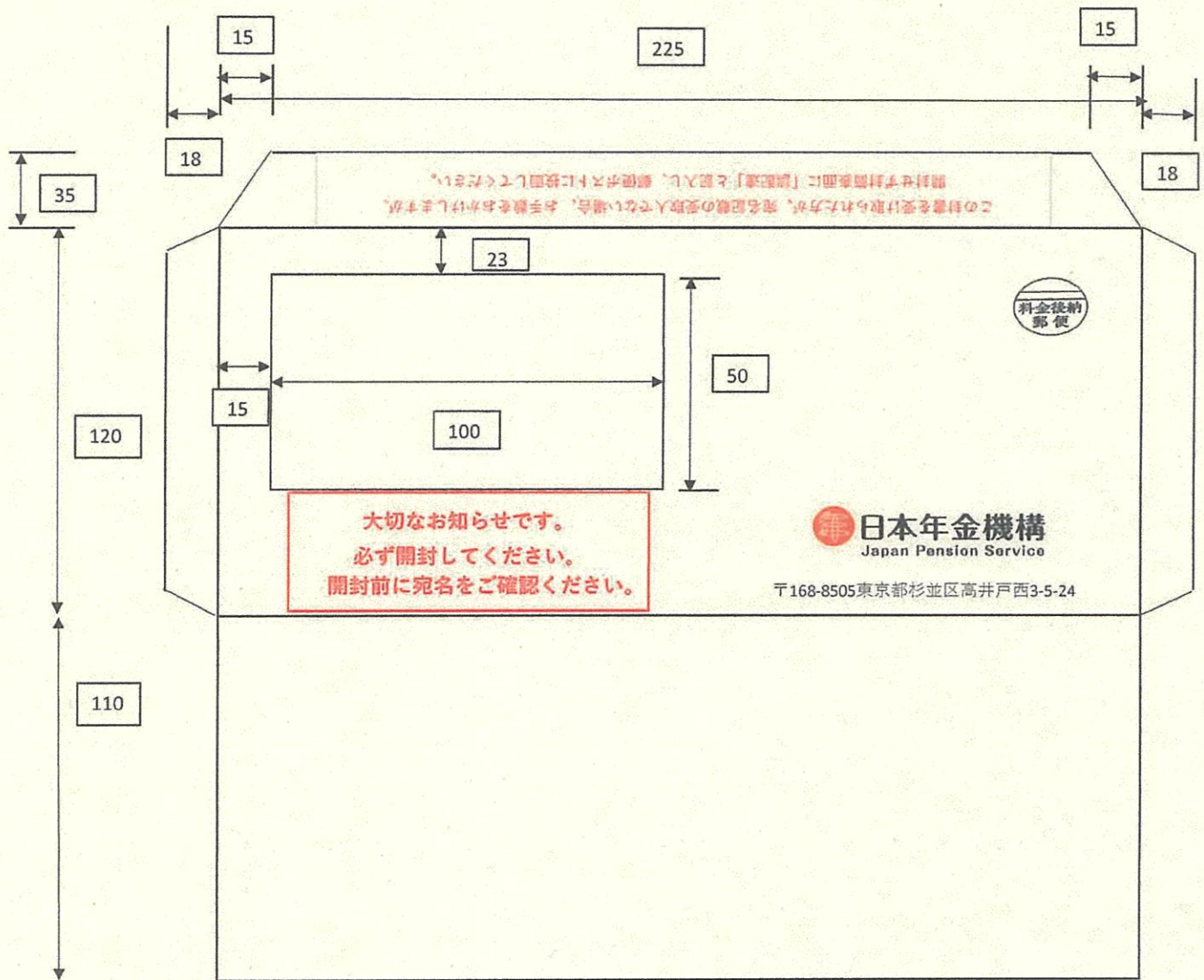
e-Gov電子申請ページから以下の手順（①～⑥）で操作を行ってください。
操作が不明な場合は、e-Gov電子申請ページの上部にある「ヘルプ」タブをご活用ください。



※ 源泉所得税領収証書等をスキャナでPDF化する場合は、以下の点にご留意ください。

- カラーモードは「白黒」
- 解像度は「200dpi」（ご利用のスキャナの解像度に200dpiがないときは200dpi以上の近接値を設定）
- 源泉所得税領収証書等の文字が薄い場合は、文字が判読できるように適宜設定を変更してください





※ペロ加工
裏面アラビア糊

電子申請に係る Q&A

Q 1 電子申請の場合は、どのように申請すればよいのか。

A 1 e-Gov 電子申請トップページ※にてログインをしていただき、手続検索で、「適用に関する調査票」を検索します。記載要領を確認していただき、申請者の情報、調査票の入力、源泉所得税領収証書の写しの添付、提出先の選択、電子証明書を付与（gBizID アカウントでログインした場合は不要）を行い、提出（申請）します。初めて e-Gov から電子申請を利用する場合は、アカウントの準備、ブラウザの設定等が必要となりますので、詳細は、e-Gov ホームページの電子申請トップページ「利用準備」をご参照ください。

※「e-Gov 電子申請」で検索いただくと、簡単に e-Gov 電子申請トップページを見つけることができます。

Q 2 e-Gov でなく届書作成プログラムで申請できるのか。

A 2 申し訳ございませんが、e-Gov での申請のみ対応しております。

Q 3 電子申請をする際に、「e-Gov」の入力画面に表示される申請書様式名を教えてください。

A 3 「e-Gov」の入力画面に表示される申請書様式名は「適用に関する調査票」です。

Q 4 電子申請をする場合には、何か認証が必要になるのか。

A 4 電子申請には、申請者の本人確認をするために、G ビズ ID 又は、「電子証明書」が必要となります。G ビズ ID は、ご利用にあたり料金は発生しませんが、電子証明書は、「認証局」と呼ばれる機関が発行していますので、証明期間に応じて手数料がかかります。詳細は、日本年金機構ホームページ、又は「e-Gov」ホームページを参照してください。

Q 5 電子申請の際、宛先はどこを選べばよいのか。

A 5 電子申請をしていただく際は、宛先は「日本年金機構本部適用調査票担当」を選択してください。（申請画面において当該宛先のみ選択できるようになっています）

Q 6 電子申請のほうが、処理は速いのか。電子申請のステータスはどのくらいの期間で進展するのか。また、どのようなステータス表示になれば正常なのか。

A 6 電子申請のほうが、郵便で送付していただくより早く受付・処理を行えます。通常であれば、電子申請のステータスが 1～2 営業日で「到達」から「審査中」へ、審査が終わり次第「審査終了」から「手続終了」へと変わります。

電子申請の操作に関するお問い合わせ

e-Gov 利用者サポートデスク

<電話番号> 050-3786-2225

<受付時間>〔4月・6月・7月〕平日：午前9時～午後7時、土日祝日：午前9時～午後5時

〔5月・8～3月〕平日：午前9時～午後5時

※5月・8～3月の土日祝祭日と年末年始（12月30日～1月3日）は受付を休止しています。